毒物及び劇物取締法更新申請時調査・自主確認票

　　　　　　　　　　　　記入年月日

　　　　　　　　　　　　担当者氏名

**１　登録施設の情報（オーダー取引）**

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 営業所名 |  |

**２　営業所（事務所部分）の構造等について**

営業所構造の変更

　　　　無　・　有　　　※変更がある場合、変更届や現地確認が必要となる可能性があります

**３　毒物及び劇物の取扱い状況について**

（１）取扱い品目

①品目名（多種類ある場合は、取扱いが多いものを記載してください）

　②安全データシート（SDS,MSDS）の用意　　( 有 ・ 無 )

・取引先への安全データシートの情報提供　　( 有 ・ 無 )

③特定毒物の取扱い　　( 有 ・ 無 )

有の場合（品目名：　　　　　　　　　　　　　譲渡先：　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）主な取引先

　　製造工場　・　分析機関　・　清掃業者　・毒物劇物営業者（登録業者など）　・個人

その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**４　必要な記録類について**

（１）毒物劇物営業者※（毒物劇物登録業者）間の譲渡（販売）記録　（ 有 ・ 無 ）

…有の場合は以下の設問に回答ください

　①　必要な項目　・毒劇物の名称( 有 ・ 無 )　・数量( 有 ・ 無 )　・販売年月日( 有 ・ 無 )

・譲受人の氏名( 有 ・ 無 )　・住所( 有 ・ 無 )　・職業( 有 ・ 無 )

　②　販売先の登録票の確認（コピー等の保管）　（ 有 ・ 無 ）

　③　譲渡記録の保管（５年）　　( 有 ・ 無 )　　**※登録業者間の販売記録は書面でも電子記録でも可です。**

**※毒物劇物営業者とは「毒物又は劇物の製造業者、輸入業者、又は販売業者」を指し、保健所から登録を受けている事業者のことを指します。登録を受けていない事業者や個人といったエンドユーザーへの販売は裏面にある（２）の登録業者以外への譲渡となり、譲受書への押印も必要となります。**

裏面に続く

（２）登録業者以外（エンドユーザー等）への譲渡（販売）記録（譲受書）　（ 有 ・ 無 ）

…有の場合は以下の設問に回答ください

　①　必要な項目　・毒劇物の名称( 有 ・ 無 )　・数量( 有 ・ 無 )　・販売年月日( 有 ・ 無 )

・譲受人の氏名( 有 ・ 無 )　・住所( 有 ・ 無 )　・職業( 有 ・ 無 )

・譲受書への押印( 有 ・ 無 )

　②　譲渡記録（譲受書）の保管（５年）　　( 有 ・ 無 )

**※押印のある譲受書の提出を受けてからでなければ相手に毒物劇物は販売してはいけません。**

**参考：毒物及び劇物取締法の「よくあるご質問」（厚生労働省HP）より抜粋**

**問６－１ 毒物劇物営業者ではない法人が毒物又は劇物を購入するときには、譲受書に押印が必要ですが、担当者の押印でよいのでしょうか？**

**（答）毒物劇物営業者ではない法人が毒物又は劇物を購入するときの譲受書への押印としては、以下のような例があります。**

**・担当者の押印　・担当者の押印 ＋ 法人とその担当者の関係性が分かるように所属又は役職等を併記**

**・法人代表印（丸印）　・当該事業所の譲受書専用印（丸印）　・社印（角印） ＋ 担当者の押印 等**

（３）発火性又は爆発物のある劇物及び爆発物原料※の取扱いの有無

　　　無　・　有　（以下、取扱いのあるものに〇をしてください）

**※ナトリウム、ピクリン酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物**